

NEXTGIGA 1人1台端末導入・運用・管理業務委託 仕様書

1 件 名

NEXTGIGA 1人1台端末導入・運用・管理業務委託

2 目 的

江戸川区（以下、「本区」という）は文部科学省が創設した「GIGA スクール構想」の実現に基づき、令和2年度に現端末（iPad）を区立全小中学校に導入した。現 iPad は 2026 年（令和8年）2月末をもって賃貸借期間満了となるため、本区は「NEXTGIGA スクール構想」の実現を目的に更新（入替）を行う。

本件は、iPad 更新（入替）に際しての iPad 本体の設定作業、本区専用カスタマイズされたクラウド環境構築業務のほか、更新（入替）後の iPad を貸借期間である5年間、児童生徒及び教員が効果的かつ安心・安全に利活用できるよう、専門知識及びノウハウを十分に有した事業者に対して、運用及び管理業務を委託するものである。

3 委託期間（64 か月）

2025 年（令和7年）11月1日から 2031 年（令和13年）2月28日

ただし、2025 年（令和7年）11月1日から 2026 年（令和8年）2月28日までは、iPad 本体の設定作業及び本区専用カスタマイズされたクラウド環境構築業務期間とし、運用及び管理・保守業務期間は、2026 年（令和8年）3月1日から開始する前提で見積書を作成すること。

＊委託期間は 64 か月であるが、運用及び管理業務期間は 60 か月。

4 対象校及び配備 iPad 数

別紙「対象校及び配備 iPad 数一覧」のとおり

5 本件で対象になる iPad の種別及びその台数

(1) NEXTGIGA 児童生徒用1人1台 iPad の賃貸借 で調達	
児童生徒用 iPad	48,691 台
(2) NEXTGIGA 教員用1人1台 iPad の賃貸借 で調達	
教員用 iPad	3,220 台

＊学校ごとの配備台数は、別紙「対象校及び配備 iPad 数一覧」のとおり

6 本件で対象になる iPad の仕様

本件で対象になる iPad の仕様は以下のとおり。

なお、児童生徒用及び教員用において、iPad の世代を含め、同一の仕様になる。

NO	物 品 名	
①	タブレット端末本体	
	O S	・ iPadOS
	チップセット	・ A16 チップ相当
	容 量	・ 128GB 以上
	サイズ	・ 248.6 mm(高)×179.5 mm (幅)×7 mm (奥) 程度
	重 量	・ 477g 以内
	画 面	・ IPS テクノロジー搭載 11 インチ (対角) LED バック ライト Multi-Touch ディスプレイ 相当 ・ 2,360 x 1,640 ピクセル解像度、264ppi 相当
	通信機能	・ 通信機能は Wi-Fi6 (802.11ax) ・ 速度：最大 1.2Gbps ・ Bluetooth5.3 を備えること。
	駆動時間	・ Wi-Fi でのインターネット利用時等に最大 10 時間 以上使用できること。
	カメラ機能	・ インカメラ及びアウトカメラを備えていること。
	音声接続端子	・ マイク・ヘッドフォン端子を1つ以上有していること (マイク・ヘッドフォン端子がコネクタと共用になっている場 合は分配アダプタで対応を可とする)
	充電方式	・ USB-C ポートでの充電が可能なこと
	本体色	・ 区内 97 校での利用を前提に全体同一色での統一されているこ と。
	その他	・ 動産総合保険及びメーカー提供の純正保証サービス (Apple Care for Enterprise 等) は不担保。 ・ 充電アダプタ (USB 電源アダプタ) 及びケーブル (USB-C ケーブル) をタブレットと同数納入される。

NO	物 品 名	
②	キーボード一体型ケース	
	メーカー	・ Logicool
	形 状	・ 調達するタブレット端末に対応していること。 ・ 保護性能において軍用の落下試験の基準を上回る衝撃吸収が可能であること ・ 液晶画面を覆うカバーが付いたケース（手帳・ノート型）であること ・ タッチペンを収納できるホルダーがあること。 ・ スタンド機能を有すること。
	端末との接続方法	・ Smart Connector を使って接続でき、ペアリングや充電が不要であること。
	その他	・ メーカー保証については、タブレット端末の賃貸借期間と同様に、5年間分提供される。 （メーカーのオプションによる付帯も可とする）

NO	物 品 名	
③	イヤホン変換ケーブル	
	形 状	・ タブレット端末に備え付けられた USB-C ポートに挿入することで、イヤホンジャック機能に変換できるもの。
	重 量	・ 15g 以下
	参考品	・ 株式会社アーテック製 Type-C 3.5 mm ミニステレオプラグ

NO	物 品 名	
④	タッチペン	
	形 状	・ ペン先はシリコン素材及び導電性繊維の2種類を備えており、2Way タイプであること（ペン先が尖っているもの・分解可能な製品は不可）。 ・ ペアリングや充電が不要であること。 ・ 形状が正六角形など、鉛筆型であること。
	重 量	・ 13g 程度
	参考品	・ ブライトンネット社製 鉛筆型 2WAY タッチペン

NO	物 品 名
⑤	管理ソフトウェア（MDM） 下記の要件をすべて満たし、2025 年（令和 7 年）10 月から 2031 年（令和 13 年）2 月末日まで、65 か月間使用可能であること。 ・ iPadOS 端末を遠隔管理、設定変更できること。 ・ 1 万台以上の iPad 端末の管理を運用している実績があること。 ・ 最新 iOS（iPadOS）のアップデートに対して、MDM 機能の即日対応を 10 年以上継続していること。 ・ App Store アプリケーションソフトウェア（以下、「アプリ」という。）及び Apple Books（スタートアップガイド等）の新規配布・更新・削除を行えること。 ・ App Store アプリについては、管理者による強制配布の機能に加え、予め管理者から許可されたアプリを端末側でインストール操作できる機能を有すること（オンデマンド配信）。 また、あらかじめ許可されたユーザーが、管理者に対して新規アプリの配信リクエストを送信できる機能を有すること。 ・ アプリや Books の配布・更新・追加は操作後 10 分以内に命令送信が行われること。 ・ 盗難・紛失時の対策のため、位置情報を取得して端末をロックすることができること（ロストモードへの切り替え）。 ・ Apple School Manager の自動デバイス登録（ADE/DEP）に対応していること。 ・ Apple School Manager にて提供されるサービスの全ての機能に対応していること（アプリとブック、自動デバイス登録、Shared iPad、管理対象 Apple ID、クラスルーム、スクールワーク等）。 ・ 操作画面が日本語表示であること。 ・ iOS/iPadOS のバージョン管理において、実行日時を指定して更新を制する機能、更新を最大 90 日間抑止する機能を有すること。 ・ iOS/iPadOS アップデートの配信時には、アップデート先のバージョン（マイナー、メジャー）を指定できること。 ・ iOS/iPadOS アップデートの強制実行日時を指定できること。 ・ Apple 管理フレームワークに準拠した全ての設定を配信可能であり、指定したアプリの使用禁止や iOS/iPadOS の設定変更の禁止等の制御ができること。 ・ Apple の「宣言型デバイス管理」に対応していること。 ・ 端末に配信する設定「構成プロファイル」については、管理画面上で新規作成・外部からの取り込み・追加編集・書き出し（ダウンロード）・削除の操作が行えること。 ・ 端末から取得した各種インベントリ情報を条件とし、様々な動的グループを作

	成する機能を有し、設定やアプリ、Books の配信先として設定できること。 ・ 端末操作による MDM プロファイルの削除を防止することができること。 ・ 稼働状況の確認のため、デバイスごとに MDM との最終チェックイン日時が確認できること ・ 端末の稼働状況の確認のため、デバイスグループのうち稼働デバイスの一定期間内のチェックイン端末を一覧で可視化できること ・ 端末の稼働状況の確認のため、長期間通信のないデバイスが発生するとアラートで通知を管理者へ送信すること ・ 端末初期化の指示と同時に指定の Wi-Fi 情報も配信し、端末初期化後も自動的に Wi-Fi 接続を可能にすること（ゼロタッチ） ・ Microsoft EntraID と連携し、MDM 登録端末を EntraID 利用サービスへのアクセス許可デバイスに指定できること。 ・ 各管理デバイスのアクティベーションロックを解除するためのバイパスコードを保管していること ・ インストール済みのアプリは、アプリごとにアップデートの自動設定と強制アップデートの設定が可能であること		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="370 960 614 1099">参考品</td><td data-bbox="614 960 1430 1099"> ・ Jamf 製 JAMF GIGA 2-NC Jamf Pro iOS for GIGA SCHOOL </td></tr> </table>	参考品	・ Jamf 製 JAMF GIGA 2-NC Jamf Pro iOS for GIGA SCHOOL
参考品	・ Jamf 製 JAMF GIGA 2-NC Jamf Pro iOS for GIGA SCHOOL		

＊③から⑤の具体的な製品は、本件プロポーザル実施時、未定であること十分に注意すること。

7 業務内容

(1) 各種ライセンス等調達業務

① Web フィルタリングライセンスの調達

受託者は「5 本件で対象になる iPad の種別及びその台数」に掲げるすべての iPad が利用可能な Web フィルタリングライセンス調達すること。

なお、Web フィルタリングの仕様は次の掲げる要件をすべて満たすこと。

(ア) 調達ライセンス数は、児童生徒 45,654 名分、教員 3,320 名分とする。

なお、2025 年（令和 7 年）11 月 1 日から 2031 年（令和 13 年）2 月 28 日までの使用権付で提供すること。

(イ) 校内及び教育ネットワーク内にサーバを設置しないクラウドサービスであること。

(ウ) 有害サイトへのブロックやアクセス制限（ブラックリスト、ホワイトリスト）等の機能を有すること。

(エ) カテゴリごとのフィルタリング設定を行うことができること。

(オ) SNS や動画投稿サイト等への書き込み、動画等投稿を制限できること。

(カ) Wi-Fi/LTE を問わずにフィルタリングできること。

(キ) 教員や児童生徒、学校・学年等をグループ単位にフィルタリング設定ができること。

(ク) Web サイトごとに閲覧の利用時間帯の制御ができること。

(ケ) Youtube に関して、チャンネルごとの視聴制限が可能なこと。

なお、特定チャンネルのみを視聴可能な設定にした場合であっても、設定変更を行うことで別チャンネルを視聴可能な範囲に追加できる流動的な機能を有していること。

(コ) ユーザーが教育上好ましくないキーワード（誹謗中傷、犯罪に関わることや暴力的なものなど）を WEB ブラウザで検索・投稿した際、検索結果の表示・投稿を制限するほか、当該行為の事実をログなどから抽出し、ユーザーの特定が可能な機能を有していること。

(サ) 設定・構築期間も考慮し、5 年以上利用可能なライセンスを納品すること。

(シ) 文部科学省が【GIGA スクール構想の実現 学習用コンピューター最低スペック基準】で定める「端末の稼働状況を把握できる機能」を有していること。

なお、次の掲げる要件をすべて満たすこと。

i) 学校等をグループ単位とし、iPad を管理でき、時間（朝・昼・夕・夜・深夜など）ごとの端末稼働状況を視覚的にわかりやすいグラフなどで確認できること。

ii) ユーザーごとの端末稼働状況を視覚的にわかりやすいグラフなどで確認できること。

iii) i) 及び ii) に関して、WEB サービスごとの利用時間を視覚的にわかりやすいグラフなどで確認できること。

iv) 稼働状況を確認できるログの保存期間が 1 年以上であること。

本機能に関しては、WEB フィルタリングとは別の製品で補うことも可能とするが、そのライセンス費用についても、本件の費用に含むこと（本契約と別の契約で調達することは認めない）。

② キャッシュサーバの調達

アプリケーションのダウンロード及びアップデート並びに iPadOS アップデート時に使用する

キャッシュサーバを各学校 1 台用意すること。

- (ア) 調達台数は小学校 65 校、中学校 32 校の合計 97 台とする。
- (イ) CPU：8 コア以上・メモリ：16GB 以上・ストレージ：256GB SSD 以上
- (ウ) 本区が導入する iPadOS に対応していること
- (エ) 本区が iPad と併せて調達する管理ソフトウェア（MDM）で管理可能なこと。

(2) キャッシュサーバ設定業務

- ① 既存キャッシュサーバの回収及び搬出入並びに調達キャッシュサーバの設定及び動作確認

(ア) 既存キャッシュサーバの回収及び搬出入

各校に配備された既存キャッシュサーバ（Macmini。以下、同じ）を全校から回収し、教育推進課（以下、「主管課」という。）が指定する倉庫に搬入すること。

なお、搬入先は本件受託者に別途通知するものとし、搬入時は主管課職員が立ち合う。

(イ) 調達したキャッシュサーバの設定及び動作確認

前（ア）において回収及び搬出した既存キャッシュサーバの設定内容を踏襲し、本件で調達したキャッシュサーバの設定を行うこと。設定完了後は、既存キャッシュサーバの代わり全校に設置するほか、動作確認を行うこと。

なお、既存キャッシュサーバの設定内容は本区が別途委託している校内ネットワーク保守・運用業務の受託者から提供し、詳細は本件受託者に通知するものとする。

(3) 教育用クラウド基盤設計構築業務

GIGA スクール構想の趣旨、本区のコンセプト及び前提条件を十分に理解した上で本区が別途用意する Microsoft365 ライセンス（教員 A3 ライセンス(EES)、児童生徒 Student Use Benefits）、Apple School Manager 及び管理ソフトウェア（MDM）のほか、教育用デジタルコンテンツ（デジタル教科書、電子ドリル含む）及び本件で受託者が調達する Web フィルタリングソフト等の運用について、主管課と協働して設計・構築を行うこと。

なお、設計・構築を行う上で、以下の事項は最低限盛り込むこと。

- ① Microsoft365 が提供する Azure Active Directory 上に必要な ID、パスワード、グループの設計を行い登録作業の実施をすること。
- ② Azure Active Directory に登録したユーザーID、パスワード、グループの情報が Apple School Manager へ自動的に同期される設定を行うこと。
- ③ 本区に MDM で設定可能なパラメータを提示し、MDM への設定項目を確定すること。設定項目については、受託者側で設定値（案）を提示し、主管課と協議を行うこと。
- ④ 主管課が決定した設定項目に沿って MDM を構築すること。
- ⑤ Web フィルタリングについてカテゴリごとのフィルタリング設定を主管課にヒアリングすること。設定項目については、受託者側で設定値（案）を提示し、協議を行うこと。
- ⑥ 主管課が決定した設定項目に沿って Web フィルタリングを構築すること。
- ⑦ 受託者は前①から⑥の業務を遂行するにあたり、他自治体や他の契約などで培ったノウハウを含め、専門知識を最大限に生かした提案・設定値の提示を行うこと。

(4) iPad のマスター端末作成業務

「5 本件で対象になる iPad の種別及びその台数」に掲げた iPad のうち、1 台に対して、iPad の設定・アプリのインストールなど必要な設定を行い、iPad のマスター端末を作成するとともに、そのマスター端末について、主管課の承認を受けること。

なお、マスター端末の作成を行う上で、以下の事項は最低限盛り込むこと。

- ① iPad の設定項目に関して、主管課へヒアリングを実施すること。
- ② iPad にインストールが必要なアプリに関して、主管課へヒアリングを実施すること。
なお、教員補助用 iPad は、オンライン配信時や実物投影のために使用する iPad であるため、設定内容は児童生徒用 iPad と全く同一で構わない。
- ③ プロファイルの配信により、本区が全区立小中学校に整備している校内無線 Wi-Fi への自動接続設定を行うこと。
なお、SSID を含め、設定に必要な情報は主管課が別途委託している校内ネットワーク保守・運用業務の受託者から提供し、詳細は本件受託者に通知するものとする。
- ④ ホーム画面のレイアウト（アプリや Web クリップの配置等）について設計を行うこと。
- ⑤ iPad に導入予定のアプリ及び Web クリップは、以下に示すものを予定しているが、詳細は受託者と別途協議するものとする。

【児童生徒用 iPad 及び教員補助用 iPad】

- (ア) Microsoft Office 365 (Word、Excel、PowerPoint、Teams などの学習ツール)
- (イ) ブラウザアプリ (Google を想定)
- (ウ) NHK for School
- (エ) Apple 純正アプリ (Pages、Numbers、Keynote、GarageBand、iMovie など)
- (オ) ベネッセ社製 ミライシード (Web クリップによる配信)
- (カ) 受託者が調達する Web フィルタリングシステム管理アプリ
- (キ) 管理ソフトウェア (MDM) アプリ
- (ク) 教育用コンテンツ (デジタル百科事典など) に係るアプリ及び Web クリップ
- (ケ) 学習 e ポータル Web クリップ (L-Gate)
- (コ) その他本区施策特有の Web クリップ

【通常学級教員用 iPad】

- (サ) 児童生徒用 iPad に配信するすべてアプリ及び Web クリップ
- (シ) 前サ) に掲げるもののほか、教員用 iPad 固有で必要なアプリ (教員用デジタル教材管理アプリ、Apple classroom、ZOOM、その他教員の働き方改革に資すると認められるアプリ)

【特別支援学級等教員用 iPad】

- (ス) 通常学級教員用 iPad に配信するすべてアプリ及び Web クリップのほか、特別支援授業

を要する児童生徒のために特別にライセンスを購入しているアプリ(Gakken 社製 MIM など)に関しては、学校が指定する端末に配信を行うこと。

本項目の対象は、全教員用 iPad3,220 台のうち、149 台であり、19 小学校・8 中学校に配備されるものに限る。

なお、149 台、19 小学校・8 中学校ごとの配信対象アプリは本件受託者に別途通知するものとする。

(5) iPad のキッティング業務

主管課が承認したマスター端末の設定を基にすべての iPad に設定作業を実施すること。

なお、設定を行う上で、以下の事項は最低限実施すること。

- ① iPadOS はキッティング時点で最新のものを導入すること。
- ② すべての iPad にユニークな端末管理番号を命名すること。
なお、端末管理番号の規則性については、主管課と協議を調整行うこととし、児童生徒用及び教員用並びに教員補助用とで、規則性を変更すること。
- ③ すべての iPad にパスコードを設定すること（初期値は【0000】とする）。
- ④ 指定したアプリのインストール及び Web クリップの配信を行うこと。
- ⑤ その他、すべての設定を主管課が承認したマスター端末の設定に沿って実施すること。
- ⑥ すべての iPad に前②で命名した端末管理番号を記載したラベルシール及び iPad の賃貸借契約受託者が提供する物件貼付シールを貼付すること。貼付個所は iPad 本体の裏面・最大2か所とする。
- ⑦ 児童生徒用及び通常学級教員機並びに教員補助用は同一の設定内容を実施すること。
なお、特別支援学級教員用に関しては、基本的には通常学級教職員用と同一の設定内容になるが、特別支援学級で使用されることを前提に、柔軟な設定変更可能な限り、対応すること。

(6) キッティング済 iPad の納入業務

主管課が承認したマスター端末の設定を基にすべての iPad に設定作業を実施後、以下の事項を遵守の上、本区全小中学校に納品を行うこと。

- ① 主管課と協議の上、本区が定めたスケジュールに沿って、キッティングが完了した iPad を順次全校に納入すること。
なお、本区が別途調達する iPad は、2025 年 10 月 31 日（金）までに全台、本件受託者の指定する場所に納入される予定のため、納入日以降、順次各校へ納入を行うこと。
ただし、各校への最終納入期限は、2026 年 2 月 27 日（金）とする。
- ② 納入に関する調査などについては主管課が行うものとするが、スケジュール（案）を作成は受託者が行うほか、校舎への搬入ルート及び搬入先の教室に関しても、受託者が各校へ確認を行うこと。
- ③ 万が一、学校要望によるスケジュール変更が生じた場合、受託者が窓口になり調整を行い、可能な限り、変更に対応すること。

- ④ キット済みの iPad（その付属品を含む）及びキーボード付きケースを学校指定の場所へ納入すること。
なお、キーボード付きケースに関しては、iPad 本体に装着した形で納入すること。
- ⑤ 納入時に発生した不要な梱包材やごみは受託者が持ち帰ること。
- ⑥ 学校ごとの配備台数は、別紙「対象校及び配備 iPad 数一覧」のとおりとする。
なお、iPad に関しては、予備機を含め調達を行ってため、余剰（在庫）になる iPad が必ず生じる。余剰 iPad に関しては、受託者の責任において 5 年間管理を行い、管理・運用業務に利用すること。

（７） iPad 現地動作確認業務

（６）の業務で本区全小中学校に納品した iPad に関して、学校現地での動作確認を行うこと。

なお、動作確認については、以下の方法で行うものとする。

- ① 各校 10 台程度、校内無線 Wi-Fi に自動接続されることを確認すること。
- ② 各校 10 台程度、本件で調達するキャッシュサーバに接続でき、問題なく機能することを確認すること。
- ③ 主管課が指定する代表校小中各 1 校で、50 台程度同時に 校内無線 Wi-Fi に接続し、区が指定する動画コンテンツが再生されることを確認すること。

（８） iPad 運用設計業務

本区及び全区立小中学校が、iPad の賃貸借期間中、効果的かつ円滑に iPad を利活用していく上で必要な運用設計を行うこと。

なお、運用設計については、以下の事項を最低限含むこと。

- ① iPad 運用業務
 - （ア） iPad で使用する Microsoft365 アカウント管理
 - （イ） 学習 e ポータルアカウント管理
 - （ウ） 各アプリの設定・変更管理
 - （エ） MDM・フィルタリングソフトにおける設定・変更管理
 - （オ） 各年度末に実施する年次更新（教員用・児童生徒用ともに）
 - （カ） 毎月月末に開催予定の定例会の運営管理
- ② その他、業務者がプロポーザル手続において独自に提案した業務について

（９） 各種アカウント管理業務

教員及び児童生徒に配付している各種教育用アカウント（Microsoft365、学習 e ポータルアカウントなど）について、主管課や各校の指示・依頼に基づき、多様なケースに基づく追加・更新・削除等の作業を実施すること。

なお、主管課や各校の指示・依頼の際に生じるデータ授受方法については、主管課と協議の上、決するものとする。

- ① 年度末の教員異動及び退職のほか、児童生徒の入学、卒業及び転出入等、多様なケースに

基づく各種アカウントの追加、更新、削除等の作業を実施すること。

なお、主管課や各校の指示・依頼については、平日の午前 9 時～午後 5 時までに行われるものとし、休日・祝日・午後 5 時以降の依頼に対しては、原則翌営業日中での対応を可とする。

- ② 主管課の指示・依頼に基づき、フィルタリングソフトウェアや MDM ソフトウェア用の管理者アカウントの追加・更新・削除等の作業を実施すること。
- ③ 各種教育用アカウントの権限設定変更や必要なアプリケーション等の利用可否について、主管課又は各校から要望・相談があった場合は、主管課と協議の上、必要な対応を行うこと。

なお、権限設定変更など制度の根幹に関わる見直しに関しては、各校ではなく主管課から正式に依頼を行うこととし、原則学校ごとで権限に差異が生じることはないこととする。

- ④ ①から③に掲げるもの以外で安定的かつ高品質なアカウント管理を実施するために必要と判断される内容がある場合は、適宜本区に提案を行うこと。

(10) 各種アプリの設定変更

iPad に導入されている以下のアプリについて、設定変更を行うこと。

なお、対象となる以下のアプリは令和 7 年 4 月 1 日時点のものであり、5 年間の NEXTGIGA スクール構想の運用・稼働の中で変更が生じる可能性があることも留意すること。

ただし、変更が生じた際は、主管課と十分に協議を行い、安定稼働に尽力すること。

[Microsoft365]

- ① 区内 100 拠点（小学校 65 校、中学校 32 校及び夜間中学校 1 校並びに主管課及び教育指導課）ごとに所属ユーザーがメンバーとなる Teams のチームを作成し、当該チームに係るアカウントの追加及び削除を行うこと。
なお、本区テナント内全ユーザーが所属するチームの作成は不要とする。
- ② ①におけるアカウントの追加及び並びに削除とは、転入生及び新入生の追加、転出生及び卒業生の削除を指す。
- ③ 主管課及び各校からの依頼に基づく、Teams のチームの削除作業。
- ④ 主管課及び各校からの依頼に基づく、Teams のチームの復元作業。
ただし、復元については、Microsoft 社が定める復元可能期間内のものに限る。
- ⑤ 主管課からの依頼に基づく、各拠点全チームに対する教材をはじめとしたデータの格納及び削除作業。
なお、チームに所属するユーザーが誤って削除したデータの復元作業も本業務の対象とするが、チームの復元と同様、Microsoft 社が定める復元可能期間内のものに限る。
- ⑥ 主管課からの依頼に基づく、Microsoft365 の監査ログ調査及び取得作業。
なお、取得したログの保存期間は原則 1 か月とし、特別の対応が必要な場合には、別途協議を行うものとする。
- ⑦ アカウントロック等利用者が利用できない状況が発生した場合は、速やかに状況を確認し、必要に応じて利用できる状況に復旧を行うこと。

- ⑧ ①から⑦に掲げるもののほか、Microsoft 社の仕様変更等に伴い、学校教育での使用に相応しくない機能等の追加、同社による一部機能のサポート終了などが生じた際は、主管課と協議の上、アプリ自体の非表示を含め、必要な対応を行うこと。

[WEB フィルタリングアプリの設定管理]

- ① 主管課又は各校要請を受けた際には、URL フィルタのホワイトリスト化又はブラックリスト化を行うこと。
 - ② 主管課からの依頼に基づき、フィルタリングログを確認して報告すること。
 - ③ 本件受託者「端末の稼働状況を把握できる機能」を有している WEB フィルタリングアプリを提供する際には、「端末の稼働状況」に関する情報を抽出の上、主管課に提供すること。
- なお、「端末の稼働状況を把握できる機能」を WEB フィルタリングアプリとは別の製品で補う場合であっても、受託者が担う情報の提供義務については、同一とする。

(11) アプリの配信に関する仕組みの構築

本区は、NEXTGIGA スクール構想から各校の申請に基づく、アプリの配信を検討している。現在は、MDM 上での端末管理方法から学校ごとのアプリ配信はできない仕様になっているため、当該課題を解決、円滑なアプリ配信できる仕組みを提案の上、構築すること。

なお、現時点想定している仕様は以下のとおりであるが、5年間の NEXTGIGA スクール構想の運用・稼働の中で変更が生じる可能性があることも留意すること。

- ① 区内 100 拠点（小学校 65 校、中学校 32 校、夜間中学校 1 校並びに教育推進課、教育指導課）ごとにユーザーが求めるアプリを拠点ごとに包括配信することとし、特定のユーザーのみの配信はないものとする。
- なお、アプリライセンスの調達は ASM 上から VPP ストアにアクセスの上、実施すること。
- ② 配信対象となるアプリは無料のものを想定しているが、有料のアプリを配信する場合は、本区の費用負担によりライセンスを調達するものとする。
 - ③ アプリの配信については、MDM によるものが想定するため、MDM の構築方法を含め、他自治体での実績なども踏まえ、もっとも効果的で効率的な仕組みを提案すること。
 - ④ 特別支援学級等教員用 iPad については、特別支援学級等で使用することが前提になるため、対象校からの特別なアプリの配信依頼が想定される。
- 対象は従前のとおり、149 台/3,220 台、19 小学校・8 中学校に関しては、MDM の管理を工夫すること。

(12) iPad の運用管理・保守業務

本区が本業務で各校に配備する児童生徒用及び教員用 iPad は賃貸借期間を通じて、効果的かつ安心・安全に利活用できるようヘルプデスクの設置・本区専任の技術者を複数名配置し、すべての運用管理・保守業務を実施すること。

【ヘルプデスク】

- ① 各校の教職員並びに主管課及び本区が別途委託契約を締結している ICT 支援員やそれらの管理者が電話で問い合わせを行うヘルプデスクを設置すること。
なお、当該ヘルプデスクについては、保護者からの直接問い合わせはないものとする。
- ② ヘルプデスク所管外の問い合わせを受けた際は、本区が別途委託契約を締結している然るべき事業者 에스カレーションを行うこと。
- ③ ヘルプデスクの受電時間は、平日午前 9 時から午後 5 時までとする。

【端末故障時の修理受付サイト】

- ① ヘルプデスクの業務時間外や休業期間（お盆や年末年始等）に発生した端末故障等にも対応できるよう、年中無休の修理受付専用の WEB サイトを開設すること。
なお、当該 WEB サイトは故障等の受付専用であり、チャットボット機能や生成 AI 等を活用した Q&A 機能は不要とする。

【運用管理業務】

- ① 本区が本業務で各校に配備するすべての iPad について、主管課の指示に基づきアプリの配信や WEB クリップの配信をすみやかに行うこと。
なお、配信期間が定められたコンテンツの場合は、期間終了後、受託者側で削除を行うこと。
 - ② 主管課及び各校からの指示に基づき、指定された iPad の設定状況確認など必要な対応を行うこと。
 - ③ 受託者は、本区が本業務で各校に配備するすべての iPad について、それらのシリアル番号及び 7（5）②で定めた端末ごとにユニークな「端末管理番号」を随時・すみやかに確認できるよう、適切な台帳管理を徹底すること。
なお、児童生徒用 iPad に関しては、端末管理番号と各種教育用アカウント（Microsoft365、学習 e ポータルアカウントなど）を紐づけることで、ID 及び初期パスワードについても随時・すみやかに確認できるよう、併せて適切な台帳管理を徹底するほか、当該台帳は、学校ごとに作成を行い、「端末管理表」として、主管課を経由して全校に配付するものとする。
 - ④ 各校から端末管理番号又は各種教育用アカウント（Microsoft365、学習 e ポータルアカウントなど）の再発行依頼を受けた場合は、すみやかに対応すること。
なお、各校からの再発行依頼はヘルプデスクを通じて行われるものであるが、受託者から学校へのデータ引き渡しは、主管課を通じて行うものとする。
 - ⑤ 教員用 Microsoft365 アカウントについては、学校ごとの管理台帳を作成するほか、パスワードの初期値を記録し、パスワード失念時の対応にあたること。
- (ア) 教員が初期値を失念した場合：主管課を経由して台帳を再発行
- (イ) 教員が任意に変更したものを失念した場合：リセット後、主管課を経由して台帳を再発行
- ⑥ 児童生徒又は教員が、自身の使用している iPad のパスコードを失念した場合、受託者はリモートでリセットを行うこと。
なお、iPad の仕様上、リセットできない場合は現地において初期化対応を行うこと。現

地での対応方法については、別途協議を行うこととする。

- ⑦ 転入生への貸与及び故障又は紛失時に対応するため、各校に iPad の予備機を複数台配備するが、学校で管理する予備機が主管課の定める基準を下回った場合、基準値を満たすよう各校の申請に基づき予備機を納入すること。

なお、納入する iPad には対象校用の設定のほか、各種教育用アカウント（Microsoft365、学習 e ポータルアカウントなど）を紐づけ、通常の iPad と同様、すみやかに児童生徒に貸与できる状態にしておくこと。

【保守業務】

- ① iPad 及びそれに付属する充電ケーブル・AC アダプタ並びに付属のキーボード付きケースに故障・破損が生じた場合は、主管課又は各校の申請に基づき、速やかな修理又は交換対応を行うこと。交換対応を行う際は、【運用管理業務】⑦と同様、すみやかに児童生徒に貸与できる状態にして交換すること。

本項に係る修理又は交換対応については、原則として 10 営業日以内に対応すること。

- ② 前①について、本区が調達予定の iPad については、児童生徒用及び教員用それぞれ、5 % の返済免除特約を付帯する予定である。

以上の特約条項から、児童生徒用 iPad に限り、以下に掲げる計算式によって求められる台数分の修理費を事前に本契約の見積金額に組み込みこと。

なお、万が一、修理を要する台数が以下の算出式による想定台数を超過した場合は、その費用を本区が別途負担するものとする。

【算出式】

想定故障・破損数 (想定破損率 6.7%)	—	免責となる台数 (調達台数 × 5%)	=	修理を要する台数 (総定数)
--------------------------	---	------------------------	---	-------------------

【児童生徒用 iPad】

3,263 台	—	(48,691 × 5%)	=	828
---------	---	---------------	---	-----

【教員用 iPad】

50 台	—	(3,220 × 5%)	=	0 台
------	---	--------------	---	-----

- ③ 前①に記載するキーボード付きケースについては、本仕様書 3 頁②に記載のとおり、5 年間のメーカー保証を付帯する予定であるため、メーカーに対する修理依頼の詳細な手続を確認し、対応すること（製造番号の報告や破損・故障を証する写真の提出等）
- ④ iPad が校内無線 Wi-Fi に繋がらないなどの不具合が発生した場合は、本区が別途委託契約を締結しているネットワーク保守事業者と連携の上、復旧対応にあたること。
- ⑤ iPad 本体のストレージ不足や利用者による不必要な WEB クリップ作成（ブックマークショットカット）が発生した場合は、主管課又は各校からの依頼に基づき、MDM を利用した遠隔作業等で必要な削除作業を実施すること。
- ⑥ 最新の iPadOS がリリースされた際は、MDM を利用した遠隔作業等で iPad 本体での更新を一定期間延長し、当該延長期間中に最新の iPadOS が学校教育・授業で問題なく利用できるか、動作確認を行うこと。

なお、どのような観点で動作確認を実施するかについては、主管課と協議の上、決す

る。

- ⑦ iPad の紛失又は盗難が発生した際には、主管課又は各校からの依頼に基づき、MDM を利用した遠隔作業等で該当 iPad 本体にロストモード設定を行い、端末をロックすること。
- ⑧ 本件 iPad の賃貸借期間が満了する際には、アクティベーションロックの解除、Apple School Manager (ASM) からのデバイス情報削除及び MDM における管理対象から削除を行うこと。
なお、上記の作業完了後の端末初期化については、本件 iPad の賃貸人であるリース事業者が実施することとする。

【その他】

- ① iPad の運用管理・保守業務については、以上のとおりであるが、安定的かつ高品質な運用管理・保守業務を遂行するにあたり、必要不可欠な業務が発生する場合は提案を行うこと。

(13) iPad の年次更新業務

児童生徒の卒業及び入学に伴う年次更新のほか、年度末から年度初めに実施される区内小中学校の教員の人事異動に伴い、各校に配備している iPad の年次更新を行うこと。

なお、「入校時間を最小限にすること」を大前提に、MDM の機能などを最大限に活用した最も効果的かつ効率的な方法を提案すること。

- ① 年次更新実施にあたってのスケジュール策定及び手順書（マニュアル）作成を事前に行うこと。スケジュールについては、主管課が主導して各校に調査を行うが、教育現場という特殊な環境からもスケジュール変更が想定されるため、可能な限り柔軟に対応すること。
- ② 作業については毎年 3 月初旬から開始し、4 月末日までに完了させること。万が一、4 月までに完了できない場合は、主管課と協議の上、終了日時を決定すること。
なお、教員用 iPad の年次更新作業に関しては、人事情報に基づくものであるため、実施期間が前後する場合も想定される。
- ③ 各校（又は児童生徒・教員個人）が実施すべき事項がある場合は、ICT に精通していない者が対応することを大前提に、イラストなどを活用した簡潔で分かりやすい周知文・手順書（マニュアル）を作成すること。
- ④ 学校の統廃合や児童数増減に伴う iPad の移設・回収対応についても、事前に主管課と協議の上、柔軟に対応すること。
- ⑤ 年次更新完了後は iPad の配備情報を整備し、管理台帳の更新を実施すること。
その他、アカウント管理として(10) 各種アプリの設定変更 [Microsoft365] ②に記載した各校のチームに係るアカウントの追加及び削除を行うほか、学習 e ポータルのアカウントに関しても年次更新を実施すること。

なお、

電子ドリルのアカウントに関する年次更新は、本区が別途契約を締結する ICT 支援員が担うものとし、本件業務内容から除く。

(14) 教員用 Microsoft365 アカウントの年次更新作業

本区の教員は、1人1つずつの Microsoft365 アカウントを所有しているため、年度末から年度初めに実施される区内小中学校の教員の人事異動に伴い、異動者及び退職者のアカウント削除並びに新年度着任する教員用に Microsoft365 アカウントを発行する年次更新を実施すること。

- ① 本区が保有する Microsoft365 アカウントには、数の制限があるため、現場の教員に負担を掛けないよう、もっと効率的な更新方法を本区と協議の上、提案すること。

(15) その他事業者独自の付帯サービス

今後5年間、本区が NEXTGIGA を運用していく上で、教育委員会及び教員にとって非常に魅力的で有益であると考える事業者独自の付帯サービスを受託期間中、途切れることなく提供すること。

(16) 教員用 e ラーニングの実施

本区の校務支援システムを使用する教職員を対象とした情報セキュリティ e ラーニング(仮称)を契約期間中、毎年実施すること(契約期間中計5回の実施を想定)。

詳細は以下に掲げるもののほか、具体的な実施時期は、毎年協議を行うこととする。

- ① 受託者は、自社又は第三者が保有する e ラーニング環境を用いて、本区の校務支援システムを使用する教職員を対象とした情報セキュリティ e ラーニングを実施すること。
- ② 実施は原則年に1回(契約期間中計5回)とするが、具体的な実施時期に関してはその都度、主管課と協議を行うこと。
- ③ 設問内容は、一般的な情報セキュリティの知識を問うもののほか、「江戸川区 学校教育情報セキュリティポリシー」並びに「学習用情報システムネットワーク運用規程」及び「校務用情報システムネットワーク運用規程」などに関する知識、本区の現状を踏まえた本区専用のオリジナル問題を盛り込むこと。
なお、オリジナル問題作成に必要な情報は主管課から提供するほか、本区が別途委託契約を締結している ICT 支援員やそれらの管理者へのヒアリングを行うこと。
- ④ 設問数は5問程度以上15問以下とし、所要時間も30分以内で完結するようなものを提案すること。
- ⑤ 本区に提供される e ラーニング環境は、以下の機能を必ず有しなければならない。
 - (ア) 協議により定める合格点に満たないユーザーに関しては、再受講を必須にする機能
 - (イ) 学校管理職(学校長・副校長)に限り、自校の受講状況を確認することができる機能
 - (ウ) 主管課の職員が全対象ユーザーの受講状況を確認できる機能
 - (エ) e ラーニング受講期間中であれば、受講対象者の追加及び削除がいつでも可能な機能
- ⑥ 受講期間終了後はすみやかに、学校ごとの受講状況を主管課に報告すること。

(17) 定例会対応業務

本業務遂行にあたり、毎月、主管課が指定する場所で定例会を行い、月ごとの報告を行うこと。

定例会は原則、江戸川区役所本庁舎で行うものとし、詳細は以下に掲げるもののほか、主管課と受託者との間で協議を行うこととする。

なお、定例会開催に伴う、議事録（議事要旨）の作成は、受託者が行うこと。

- ① 本業務の遂行にあたり、運用保守業務の実施状況について、定例報告会等で月次で報告を行うこと。
なお、開催に曜日・時間については、別途受託者と協議を行うことと、原則対面での開催とするが、一部の者がオンラインで参加することを禁止するものではない。
- ② 報告事項には、品質向上の観点から、運用保守の実施状況を踏まえた運用改善事項等を必ず組み込むこと。
- ③ 主管課及び各校のほか、本区が別途委託契約を締結している ICT 支援員やそれらの管理者から受けた各種問い合わせ及び不具合並びに申請依頼について報告すること。
- ④ フィルタリングソフトの稼働状況について報告すること。
- ⑤ iPad の破損・故障台数について原因についてカテゴリ分け（画面割れ、水没、ソフトウェア不具合など）を行い集計し、主管課が指定する様式で報告すること。
- ⑥ キーボード付きケースの破損故障台数について、主管課が指定する様式で報告すること。
- ⑦ Microsoft365 クラウドストレージに関して、本区のテナント全体での利用量について報告すること。
- ⑧ iPad の OS アップデート更新状況を集計し、報告すること。
なお、最新 OS がリリースされた際には、不具合なく利用できるか入念な検証を行い、その結果も併せて報告すること。
- ⑨ 現在の各校に配備している iPad 数及び受託者で管理している iPad 台数を報告すること（転入生のための追加配備などが適宜生じるため、毎月の配備台数が変動することが想定される）。
- ⑩ 各校に配備又は回収した iPad の台数の推移について報告すること
- ⑪ その他、特別案件が発生した場合、主管課と協議を行うための資料を作成し報告すること。
- ⑫ ①から⑪に掲げるもののほか、本区における区議会対応、各種委員会対応、予算・決算対応に際して、資料の作成を依頼することがあるため、適宜協力すること。
- ⑬ 定例会で使用する資料については、開催日の数日前までには、主管課が指定するクラウド環境（Microsoft Teams を想定）にアップロードを行い、当日も紙媒体での資料配付は不要とする。

8 その他

（１） 業務遂行時の注意事項

- ① 受託者は、本仕様書及び諸関係法令を遵守し、主管課の指示に従い、連絡を密にして業務の進捗を図ること。
- ② 受託者は、他の自治体での経験などを含め、業務の遂行に必要な知識及びノウハウ及び経験を十二分に発揮すること。
- ③ 本件 iPad の賃貸人であるリース事業者から納入された iPad に瑕疵等があった場合は、

初期不良による交換申請を行うため、すみやかに主管課に申し出ること。

- ④ 本件で対象となる iPad の納入時及び保守業務の一環で区立小中学校に入校する際は、平日の午前 9 時からとし、午後 4 時 30 分は完全退校すること。

万が一、午後 4 時 30 分までに完全退校できない場合は当該校の管理職（学校長又は副校長）からの許可を得た上で、例外的な延長を可能とする。

- ⑤ 本件業務の遂行に当たり、自動車を使用する際は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定を順守すること。
- ⑥ 入校する際は、消毒液の持参やマスクの着用等、必要に応じて感染症対策を行うこと。
- ⑦ 納入時を含め、iPad 等の目的物を破損し又は当該校若しくは第三者等に損害を与えた場合は、主管課に報告の上、受託者の責任において損害賠償の責を負うこと。
- ⑧ 作業時等、故意又は過失によって、事故が生じた際は、受託者の責任において、処理すること。
- ⑨ iPad の設定業務が完了した際は、設定情報のほか、管理番号及び Wi-Fi Mac アドレスの一覧を作成し Excel ファイルにて完成図書として主管課に提出すること。
完成図書については、CD-R 等の記録媒体を用いて、データによる納品を条件とする。

(2) 契約全般に係る留意事項

- ① 本区及び受託者は本業務において知り得た情報を本業務の目的外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。
- ② 受託者は本契約の履行に当たり、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）、江戸川区公契約条例及び江戸川区情報セキュリティポリシー並びに江戸川区教育委員会が作成した各種マニュアル、その他運用ルールを遵守すること。
- ③ 受託者は本区が実施する情報システムに対する情報セキュリティ監査には、必要に応じて、協力・対応するものとする。脆弱性や不備が見つかった場合は、無償にて対策を講じること。
- ④ 受託者は本仕様書に記載された業務のほか、予算・決算時等、本区が本業務に係る各種統計、根拠資料の提出を求めた場合は、受託者としての説明責任を十分に認識し、主管課に協力すること。
また、本区が主催する会議等へ受託者の立場として参加を求めた場合は、適切な者を派遣・参加させること。
- ⑤ 本業務における成果物の所有権、著作権、利用権は、本区に帰属するものとする。
ただし本業務開始前に受注者が所有する著作権及び第三者により提供されるコンテンツ、プログラム等に係る著作権についてはこの限りではない。
- ⑥ 本業務の成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、当該著作物の使用に関する費用の支払いを含む一切の手続きを受注者が行うものとする。
- ⑦ 受託者は本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に再委託してはならない。
ただし、あらかじめ主管課に対して再委託の必要性を明確に記した書面を提出の上、協議を申請し、本区の承諾を得られた場合は、本業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

- ⑧ 本仕様に定めのない事項については、両者誠意をもって協議の上、定めるものとする。

9 請求及び支払方法

- (1) 委託料については、受託者の請求に基づき、毎事業年度末に1年間分を一括で支払こととする。
- (2) (1)に規定する委託料の支払規定にかかわらず、全 iPad のキッティング費用及びクラウド環境の構築をはじめとするイニシャルコストに関しては、令和7年度末に一括支払を行い、以降、保守運用業務に係るランニングコストは月数分支払ものとする。
なお、令和7年度のランニングコストは1か月分、令和12年度のランニングコストは11か月分になる点に関して、十分に注意すること。

「対象校及び配備 iPad 数一覧」

本件業務の対象となる学校及びその所在地は以下のとおり。

なお、配備する iPad の台数については、令和 7 年 5 月時点の予定数であり、受託者による納入業務開始までに確定値を別途通知するものとする。

小学校（65 校）					
	納入場所	所在地	児童生徒用	教員用	教員補助用
1	小松川小学校	江戸川区平井 4 丁目 1 番 23 号	342	27	6
2	小松川第二小学校	江戸川区小松川 3 丁目 6 番 4 号	574	32	10
3	平井小学校	江戸川区平井 6 丁目 35 番 1 号	478	26	8
4	平井西小学校	江戸川区平井 7 丁目 22 番 2 号	312	24	6
5	平井東小学校	江戸川区平井 4 丁目 28 番 9 号	478	30	8
6	平井南小学校	江戸川区平井 3 丁目 3 番 1 号	297	27	6
7	松江小学校	江戸川区松江 1 丁目 16 番 5 号	582	39	9
8	西一之江小学校	江戸川区松江 7 丁目 17 番 1 号	620	33	11
9	西小松川小学校	江戸川区松島 3 丁目 30 番 6 号	450	30	8
10	大杉小学校	江戸川区中央 2 丁目 16 番 15	298	24	6
11	大杉第二小学校	江戸川区大杉 3 丁目 11 番 1 号	538	32	9
12	第三松江小学校	江戸川区中央 4 丁目 13 番 1 号	671	46	11
13	大杉東小学校	江戸川区西一之江 2 丁目 8 番 5 号	420	29	7
14	東小松川小学校	江戸川区東小松川 3 丁目 27 番 1 号	653	31	11
15	船堀小学校	江戸川区船堀 2 丁目 22 番 22 号	782	42	12
16	船堀第二小学校	江戸川区船堀 4 丁目 14 番 4 号	679	49	12
17	葛西小学校	江戸川区中葛西 2 丁目 4 番 3 号	859	42	14
18	二之江小学校	江戸川区江戸川 6 丁目 44 番	409	30	6
19	二之江第二小学校	江戸川区春江町 5 丁目 13 番	349	36	6
20	第二葛西小学校	江戸川区東葛西 6 丁目 33 番 1 号	983	60	15
21	第三葛西小学校	江戸川区北葛西 4 丁目 2 番 19 号	407	32	6
22	第四葛西小学校	江戸川区中葛西 8 丁目 8 番 1 号	669	38	11
23	第五葛西小学校	江戸川区北葛西 2 丁目 13 番 33 号	461	31	8
24	第六葛西小学校	江戸川区西葛西 4 丁目 5 番 1 号	646	35	10
25	第七葛西小学校	江戸川区西葛西 7 丁目 8 番 1 号	488	28	9
26	南葛西小学校	江戸川区南葛西 5 丁目 10 番 1 号	656	36	11
27	南葛西第二小学校	江戸川区南葛西 7 丁目 5 番 9 号	581	32	10
28	南葛西第三小学校	江戸川区南葛西 5 丁目 2 番 1 号	450	32	8

	納入場所	所在地	児童生徒用	教員用	教員補助用
29	西葛西小学校	江戸川区西葛西3丁目9番44号	738	41	12
30	新田小学校	江戸川区西葛西8丁目16番1号	321	25	6
31	宇喜田小学校	江戸川区北葛西5丁目13番1号	463	29	8
32	清新第一小学校	江戸川区清新町1丁目4番19号	734	49	12
33	清新ふたば小学校	江戸川区清新町1丁目1番38号	543	40	9
34	臨海小学校	江戸川区臨海町2丁目2番11号	399	29	6
35	東葛西小学校	江戸川区東葛西8丁目23番1号	689	40	11
36	瑞江小学校	江戸川区西瑞江3丁目39番	371	31	6
37	春江小学校	江戸川区瑞江1丁目3番30号	648	40	10
38	新堀小学校	江戸川区新堀1丁目32番1号	354	25	6
39	下鎌田小学校	江戸川区東瑞江3丁目11番1号	747	46	12
40	下鎌田東小学校	江戸川区江戸川2丁目16番31号	395	25	7
41	江戸川小学校	江戸川区江戸川1丁目1番16号	188	19	4
42	一之江小学校	江戸川区江戸川5丁目18番3号	485	33	9
43	一之江第二小学校	江戸川区春江町4丁目16番地	652	36	10
44	鹿本小学校	江戸川区松本2丁目35番7号	185	15	3
45	鹿骨松本小学校	江戸川区鹿骨6丁目3番5号	376	24	6
46	鹿骨東小学校	江戸川区鹿骨3丁目7番1号	471	42	9
47	本一色小学校	江戸川区本一色2丁目10番1号	414	32	7
48	篠崎小学校	江戸川区篠崎町3丁目2番18号	590	32	10
49	篠崎第二小学校	江戸川区上篠崎1丁目3番1号	315	26	6
50	篠崎第三小学校	江戸川区東篠崎1丁目1番16号	487	36	8
51	篠崎第四小学校	江戸川区篠崎町8丁目12番8号	551	30	10
52	篠崎第五小学校	江戸川区北篠崎2丁目5番1号	291	24	6
53	南篠崎小学校	江戸川区南篠崎町4丁目27番5号	500	37	9
54	鎌田小学校	江戸川区南篠崎町2丁目45番18号	568	28	9
55	小岩小学校	江戸川区東小岩3丁目20番10号	439	40	8
56	東小岩小学校	江戸川区東小岩4丁目12番1号	327	21	6
57	下小岩小学校	江戸川区南小岩7丁目8番1号	473	35	9
58	上小岩小学校	江戸川区北小岩7丁目2番1号	393	24	7
59	上小岩第二小学校	江戸川区北小岩8丁目28番11号	298	24	6
60	西小岩小学校	江戸川区西小岩3丁目19番12号	530	32	9
61	上一色南小学校	江戸川区本一色3丁目28番24号	289	22	6
62	南小岩小学校	江戸川区南小岩4丁目16番1号	413	30	6
63	南小岩第二小学校	江戸川区南小岩2丁目16番1号	369	25	7
64	中小岩小学校	江戸川区北小岩3丁目12番22号	415	36	7

	納入場所	所在地	児童生徒用	教員用	教員補助用
65	北小岩小学校	江戸川区北小岩2丁目15番1号	324	33	6
		合計	31,877	2,109	542

小学校（32校）＊33拠点					
	納入場所	所在地	児童生徒用	教員用	教員補助用
1	小松川中学校	江戸川区平井3丁目20番1号	698	52	9
2	小松川中学校（夜間）		54	20	3
3	小松川第二中学校	江戸川区小松川2丁目10番2号	445	33	6
4	松江第一中学校	江戸川区松江5丁目5番1号	683	51	9
5	松江第二中学校	江戸川区松島2丁目3番1号	341	30	5
6	松江第三中学校	江戸川区中央1丁目20番1号	377	31	6
7	松江第四中学校	江戸川区西一之江1丁目16番1号	482	35	7
8	松江第五中学校	江戸川区一之江6丁目18番1号	520	39	7
9	松江第六中学校	江戸川区松江7丁目16番18号	316	22	5
10	二之江中学校	江戸川区春江町5丁目3番地1	529	43	7
11	葛西中学校	江戸川区中葛西2丁目4番3号	466	37	7
12	葛西第二中学校	江戸川区字喜田町1085番地	386	32	5
13	葛西第三中学校	江戸川区中葛西6丁目6番13号	673	37	9
14	南葛西中学校	江戸川区南葛西5丁目12番1号	483	31	7
15	南葛西第二中学校	江戸川区南葛西5丁目3番1号	268	21	4
16	西葛西中学校	江戸川区西葛西5丁目10番18号	721	35	9
17	東葛西中学校	江戸川区東葛西6丁目40番1号	701	38	9
18	清新第一中学校	江戸川区清新町1丁目5番14号	497	35	7
19	清新第二中学校	江戸川区清新町2丁目1番2号	257	27	4
20	瑞江中学校	江戸川区江戸川4丁目16番地	306	28	5
21	瑞江第二中学校	江戸川区瑞江4丁目54番1号	416	38	6
22	瑞江第三中学校	江戸川区東瑞江1丁目38番33号	528	37	8
23	春江中学校	江戸川区春江町2丁目47番1号	419	27	6
24	鹿本中学校	江戸川区松本1丁目36番1号	437	39	6
25	鹿骨中学校	江戸川区鹿骨2丁目12番1号	394	29	6
26	篠崎中学校	江戸川区篠崎町5丁目12番19号	657	49	9
27	篠崎第二中学校	江戸川区下篠崎町14番1号	442	30	6
28	小岩第一中学校	江戸川区東小岩3丁目10番8号	333	25	5
29	小岩第二中学校	江戸川区東小岩1丁目6番10号	586	37	8
30	小岩第三中学校	江戸川区北小岩8丁目19番1号	512	35	7
31	小岩第四中学校	江戸川区西小岩3丁目9番18号	357	33	5
32	小岩第五中学校	江戸川区鹿骨5丁目27番1号	247	31	4
33	上一色中学校	江戸川区上一色1丁目8番11号	226	24	4
		合計	14,757	1,111	210